

令和3年度

監査結果報告書

定期監査（収入事務）

（福祉保健部）

（土木建築部）

大分市監査委員



監 査 第 1 1 6 号
令 和 4 年 5 月 1 9 日

大 分 市 長 佐 藤 樹 一 郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 藤 田 敬 治 殿

大分市監査委員 繩 田 睦 子

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 松 下 清 高

大分市監査委員 仲 家 孝 治

監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を大分市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

収入事務（「公金直接収納における現金取扱事務」を除く）

(2) 選定理由

監査を効率的かつ効果的に実施するためには、リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、実施計画を策定する必要がある。

このため、平成24年度から令和元年度に実施した定期監査（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査）における結果報告書で指摘事項、要望事項としたものをすべて抽出し、分析した結果、指摘事項、要望事項の件数が最も多く、リスクの発生が最も高いとされる「収入事務」を監査の対象とすることとした。

このうち、令和2年度には「公金直接収納における現金取扱事務」について監査を行ったことから、令和3年度から2か年をかけ、それ以外の「収入事務」について監査を実施することとする。

2 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年11月30日まで

3 監査の実施期間

令和3年12月2日から令和4年4月22日まで

4 監査の対象課等及び実施場所

部 局	課 等
福 祉 保 健 部	福祉保健課、人権・同和対策課、長寿福祉課、障害福祉課、生活福祉課、保健総務課、衛生課、保健予防課、健康課
土 木 建 築 部	土木管理課、道路建設課、河川・みなと振興課、住宅課

5 監査の着眼点

分類	リスク	監査の着眼点
算定	過少徴収	・徴収額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
調定	過大徴収	・調定の取消し、更正の根拠及び手続は適正か。
	過少徴収	・調定の時期及び手続は適正か。
	システムへの科目入力ミス	・前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。 ・調定漏れはないか。
収納	意思決定プロセスの無視	・手数料等の徴収事務において、決裁権者の決裁をうけ、証明書等を交付しているか。 ・還付手続において、決裁権者の決裁をうけ、還付しているか。
	過大徴収	・亡失等による納入通知書の再発行は適正に行われているか。また、納付書は必要事項をすべて記載して発行されているか。
	過少徴収	・手数料等は法令等に定められた時点で徴収されているか。 ・保証金等の請求漏れはないか。
	システムへの科目入力ミス	・収入科目の誤りはないか。 ・データ入力誤りによる事務の不履行はないか。

分類	リスク	監査の着眼点
減免	説明責任の欠如	・法令等を正しく解釈し、適正に減免をしているか。
	意思決定プロセスの無視	・減免事務において、決裁権者の決裁をうけ、減免をしているか。
	過少徴収	・同じ減免基準を適用すべき施設において、基準の運用は統一的なものとなっているか。
使用許可等	説明責任の欠如	・法令等を正しく解釈し、適正に徴収をしているか。
	意思決定プロセスの無視	・使用許可手続において、決裁権者の決裁をうけ、許可しているか。
	なりすまし	・申請書は提出されているか。また、身分を証する関係書類は添付されているか。
	過少徴収	・滞納整理等について努力が払われているか。
収入事務委託	不適切な契約内容による業務委託	・歳入の徴収又は収納事務の委託は適正に行われているか。また、所定の告示及び公表を行っているか。
	過少入力	・繰替払に係る歳入は適正に補てんされているか。
その他	個人情報の漏えい・紛失	・個人情報等の管理は徹底されているか。
	不適切な価格で契約	・不用品の売却処分等は適正に行われているか。

6 監査の方法

監査対象課等に対し書類の提出を求め、当該事務が法令等に適合し、正確に行われているか等、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

7 監査の結果

福祉保健部

障害福祉課

(1) 各種証明手数料について

ア 徴収事務が適正でないもの

大分市事務決裁規程の規定では、証明に関することは課長の専決事項とされている。

しかしながら、各種証明手数料の徴収事務において、決裁を受けずに証明書を交付し手数料を徴収しているものが見受けられた。

今後は、規程に従い適正な事務処理をされたい。

健康課

(1) 大分県の事務処理の特例に関する条例に基づく事務に係る手数料について

ア 歳入歳出外現金の受入れが決定されていないもの

大分市財務規則の規定では、歳入歳出外現金の受入れをしようとするときは、歳入歳出外現金等受入決議書により受入れを決定しなければならないとされている。

しかしながら、大分県の事務処理の特例に関する条例に基づき徴収を行うこととされている手数料について、歳入歳出外現金として指定金融機関に払い込まれていたものの、歳入歳出外現金等受入決議書により受入れを決定していなかった。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

土木建築部

土木管理課

(1) 市道占用料について

ア 占用許可事務が適正でないもの

道路法の規定では、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。

しかしながら、占有許可申請の手続きがなされずに占有されていたものについて、占有料として徴収するため、占有開始日を遡って許可しているものが見受けられた。

今後は、法令に従い適正な事務処理をされたい。